

# 鳥獣保護区の指定概要

番号	2	区域の名称	吉野山鳥獣保護区
区域面積	鳥獣保護区 2,569 ha	特別保護地区 0 ha	県指定
指定期間	令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで		
指定区域	<p>吉野町、下市町及び大淀町の境界の交点を起点とし、同所から吉野町と大淀町の境界を東進し、北進し、国道一六九号との交点に至り、同所から同国道を東進し、近鉄吉野線との交点に至り、同所から同線を南進し、近鉄吉野神宮駅を経て主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、主要地方道桜井吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、林道藤田線との交点に至り、同所から同林道を北進し、町道吉野六六号線との交点に至り、同町道を北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から北進し、国道一六九号と町道上市一号線との交点に至り、同所から同国道を南東進し、町道中荘四七号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、町道中荘五七号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、作業道に至り、同所から同作業道を南進し、同作業道の終点に至り、同所から間谷川の谷を南進し、吉野町と川上村の境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し、青根ヶ峰三角点(標高八五八・一メートル)を経て吉野町と川上村と黒滝村の交点に至り、同所から吉野町と黒滝村との境界を西進し、吉野町と黒滝村と下市町との交点に至り、同所から吉野町と下市町との境界を北西進し起点に至る一円の区域</p>		

## 参考図面

